

新旧対照表
千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>一・二 略</p> <p>(削る。)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前に千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関の職員が職務上作成した同条第二項に規定する電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの（改正前の条例第二条第二項第三号に掲げるものに限る。）は、改正後の条例第二条第二項に規定する行政文書には含まれないものとする。</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>一・二 略</p> <p><u>三 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの</u></p> |